

取 扱 基 準

名 称	新潟市マンション耐震改修等促進事業補助金
補助区分	運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒
補助金の概要	分譲マンションの管理組合が耐震性に係る予備診断、本診断を実施する場合や、診断結果から耐震性を向上させるための耐震設計、耐震改修工事を実施する場合に、その要する費用の一部を補助します。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐
	補助件数 R 7 年度 1 件 R 8 年度 1 件 R 9 年度 1 件
	＜目標が数値でない場合の評価方法＞
補助事業者	資産評価に係る内容のため公開できません。
補助対象経費の内容	下記マンションの管理組合が行う耐震診断費、耐震設計費又は耐震改修工事費 ・昭和56年5月31日以前に建築し、又は工事に着手したもの ・耐火建築物又は準耐火建築物で、階数が3以上のもの ・延べ面積が1,000㎡以上のもの ・構造関係図書があること ・管理組合の総会で補助を受ける事業の実施について決議されていること
補助額 及びその算定方法 又は補助率	予備診断 診断に要する費用の2/3、かつ1棟あたり上限140,000円 本診断 診断に要する費用の2/3、かつ1戸あたり上限30,000円 (1棟あたり上限1,500,000円) 耐震設計 耐震設計に要する費用の2/3 耐震改修工事 耐震改修工事費(上限50,200円/㎡。免震工法等は上限83,800円/㎡)の1/3、かつ1戸あたり上限500,000円 ＜補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由＞ 補助事業者の負担を軽減することで、分譲マンションの耐震化を促進する
開始時期	令和7年 4月 1日
評価の時期	令和9年 9月30日
終 期	令和10年 3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕
	〔媒体〕
担当部署	建築部 建築行政課 建築行政係 電 話 025-226-2841 e-mail kenchiku@city.niigata.lg.jp